

令和3年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第1日（令和3年9月6日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第5号 専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第42号 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について

議案第43号 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について

議案第44号 令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第47号 令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第48号 令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について

議案第49号 令和2年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和2年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 令和2年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の全部改正  
について

議案第57号 土佐清水市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）  
の制定について

議案第58号 財産の無償譲渡について

~~~~・~~~~・~~~~

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 8番  | 甲藤眞君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |        |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 早川聡君  | 局長補佐 | 中嶋由美君  |
| 議事係主幹  | 佐野舞君  | 主 任  | 佐竹ひとみ君 |
| 主 幹    | 弘田孝欣君 |      |        |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|     |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|
| 市 長 | 泥谷光信君 | 副 市 長 | 磯脇堂三君 |
|-----|-------|-------|-------|

|                        |         |        |         |
|------------------------|---------|--------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長         | 戒井 大城 君 | 企画財政課長 | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長 | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | 健康推進課長 | 山下 育 君  |
| まちづくり対策課長              | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長 | 二宮 眞弓 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 | 教 育 長  | 岡崎 哲也 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

9月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 谷口佳保君。

（議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○議会運営委員会委員長（谷口佳保君） おはようございます。

ただいま議題となっております9月会議の審議期間につきましては、8月30日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から9月28日までの23日間と決定いたしました。

審議期間中の日程として、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、13日は議案に対する質疑及び一般質問、翌14日及び15日は一般質問を行います。

16日、21日及び22日は予算決算常任委員会を、17日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催。

最終日、9月28日に本会議を開催し、各委員長の報告の後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

9月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの

23日間といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの23日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番吉村政朗君、7番岡本詠君を指名をいたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 早川 聡君登壇)

○議会事務局長(早川 聡君) おはようございます。6月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は2回開催し、8月2日には市内小・中学校校長の皆様と、「学校現場における教職員の多忙化について」聞き取り及び意見交換を行いました。

産業厚生常任委員会は2回開催し、新型コロナウイルスワクチン接種についての報告を受けました。

議会運営委員会は3回開催し、8月10日には宿毛市議会へ訪問し、議会タブレット研修を、8月30日には9月会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を3回開催し、8月1日に議会だより第118号を発行いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

7月9日、高知市議会副議長が就任挨拶のため、来局。

8月5日、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会が四万十市で開催され、議長及び総務文教常任委員会委員長が出席。

8月17日から8月20日までの間、日本ジオパーク認定現地調査が開催され、議長が出席。

次に、報告書等の提出についてであります。

地方自治法第243条3第2項に基づく、土佐清水食品株式会社の令和2年度決算報告書(第6期)並びに令和3年度事業方針及び予算(第7期)が7月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育委員会の点検・評価報告書が8月2日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項等に基づく健全化判断比率等報告書が8月16日にそれぞれ議長に提出されましたので、本日皆様に配付いたしました。

次に、令和2年度決算に関する意見書等の提出についてであります。

令和2年度土佐清水市水道事業会計決算審査意見書、土佐清水市一般会計特別会計決算及び基金運用状況審査意見書等が提出されておりますので、皆様に配付いたしております。

次に、休会中の議員派遣について報告いたします。

7月29日、令和3年度市町村議会議員研修に谷口佳保議員及び岡本詠議員が、またさきに報告いたしました土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会に総務文教常任委員会委員長がそれぞれ派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

9月会議に提出されております案件は、報告第5号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」及び議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第58号「財産の無償譲渡について」までの議案17件の計18件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略をさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

**○議長（永野裕夫君）** 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、報告第5号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」及び議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第58号「財産の無償譲渡について」までの議案17件、計18件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

**○市長（泥谷光信君）** おはようございます。

本日ここに、令和3年土佐清水市議会定例会9月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

今年も全国各地で線状降水帯の発生により、連日のように記録的な大雨が降り、河川の氾濫及び土砂災害が発生しております。これらの災害により、お亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を願っております。

本市では、9月会議開会日である本日9月6日は、今から20年前の2001年——平成13年に発生しました高知県西南部豪雨災害の日であります。

前日の9月5日夜から西日本上空に活発な秋雨前線が停滞し、この前線に向かって日本の東海上にある太平洋高気圧の縁を回り、前線に流れ込む暖気流と台風16号からの水蒸気で大気の状態は不安定となり、この影響により、6日未明から暖気流が高知県西南部の非常に狭い範囲に流入して、早朝にかけて強い雨雲が次々と発生する線状降水帯がもたらす雷を伴った激しい雨が降り続けました。前触れもなく襲ってきた未曾有の豪雨に河川の水はみるみるうちに増水し、あっという間に堤防を越え、その水は濁流となり、田を畑を押し流し道路を越え、容赦なく怒濤のごとく家屋を襲いました。思いもよらぬ大洪水との遭遇に住民は家財も車も水の中に残して逃げることに精いっぱいでした。

この豪雨による土佐清水市の被害状況は、負傷者3人、家屋の全壊17棟、半壊222棟、一部損壊7棟、床上浸水99棟、床下浸水199棟に上りましたが、一人の犠牲者も出さなかったのは、消防団員や地区役員等の迅速な避難の呼びかけによる地域住民の避難行動や安否確認、そして何よりも、日頃からの隣同士の助け合いや地域の固い絆があったからこそ住民の命が守られたと、当時を思い起こしながら確信しているところです。あの日から20年が経過しましたが、西南豪雨災害の教訓を忘れることなく、今後想定される全ての災害に備え、市民の命を守り、そして命をつなげるために防災・減災対策を推進することを改めてお誓い申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症拡大に歯止めがかかりません。もはや災害級と言っても過言ではない感染状況となっておりますが、高知県においても連日のように感染者数の最多を更新したことなどを受け、8月27日に国のまん延防止等重点措置が適用され、高知県では、高知市を対象地域として、飲食店などに営業時間の短縮や酒類提供の終日自粛を求めることを決定するとともに、高知県全域に不要不急の外出自粛を要請いたしました。

本市におきましても、9月1日、市外在住で市役所本庁舎に勤務する職員1名の感染が判明いたしましたが、市民及び職員等に濃厚接触者がいないことが確認されており、通常どおり業務を継続しております。

市民の皆様には、御心配と御不安をおかけして誠に申し訳ございませんが、より一層感染防止対策に万全を期してまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

高知県内でも感染力の強いデルタ株の影響により、若年層に加え、家庭内や市中での感染が拡大傾向にあり、県内感染第5波の収束が見通せない状況ではありますが、比較的順調に進んでいる本市のワクチン接種の状況について御報告いたします。

5月から予約受付等の混乱を避けるため、年齢の高い方から順次送付してまいりました接種

券も、7月9日には年齢順最後となる39歳以下の方々への送付が完了いたしました。

この間、市内医療機関の皆様による多大な御支援、御協力をいただきながら、医療機関での個別接種や日曜日の集団接種と併せ、7月12日からは働く世代の方々が接種を受けやすいよう、新たに平日夜間における集団接種（ナイト接種）も実施するなど、希望する市民の皆様への迅速な接種に全力で取り組んでまいりました。

その結果、8月31日現在の接種率は、高齢者で少なくとも1回目の接種を終えられた方は88.32%、5,809人で、2回目の接種を完了された方が87.17%、5,733人となっており、市民全体で見ますと、1回目を接種した方が81.68%、9,953人、2回目の接種を完了された方が78.45%、9,560人となり、9月中には、希望する市民の皆様への2回の接種がおおむね完了する見込みとなっております。

今後は、ファイザー社製のワクチンが満12歳以上を対象としていることから、満12歳を迎える方には誕生日ごとに接種券を送付し、接種希望者には、その都度、健康推進課において調整を行いながら円滑かつ迅速な接種に取り組んでまいります。

次に、本市出身の高校生の活躍について御報告いたします。

現在、中村高校西土佐分校の生徒である福島里穂さんが、北信越地方を中心に開催された全国高校総合体育大会（インターハイ）の公開競技であるカヌー女子カナディアンシングル500メートル及び200メートルで優勝し、見事2冠を達成いたしました。

福島選手は、清水中学校では陸上競技である砲丸投げの選手であり、卒業後は、カヌー一部がある中村高校西土佐分校へ進学し、親元を離れ寮生活を送りながら、一からカヌーの練習に励んでおられました。

インターハイ後は、先週の3日から5日にかけてポルトガルで開催されましたジュニアの世界選手権に出場しましたが、世界の壁は思いのほか高く、残念ながら予選で敗退したとの結果が入っております。この経験を生かし、今後の活躍に期待するとともに、市民の皆様のお支えをよろしくお願いいたします。

次に、御寄贈の報告をいたします。

土佐清水ライオンズクラブ様より、今年も市内の赤ちゃんが誕生した御家庭に対し、「土佐清水に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めて、オーガニックコットンのバスタオル20枚を寄贈していただきました。所管課を通じて各家庭へお渡しいたします。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につき

ましては、例年どおり赤字でないため、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度より0.3ポイント改善し、18.5%で、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、昨年度より14.2ポイント改善し、100.9%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、再生可能エネルギー事業特別会計のいずれも資金不足が生じていないため、数値は出ておりません。

引き続き、中長期的な視点で効率的な財政運営に努めてまいりますので、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、御提案いたしました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

報告第5号は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令が、令和3年3月31日に改正されたことに伴う半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和3年8月13日付で専決処分した報告であります。

議案第42号から議案第48号までは、令和3年度予算に係る補正予算案であります。

議案第42号一般会計補正予算（第4号）は、6月24日から25日にかけて降った大雨により被災した、市道布立石中村線の災害復旧工事費用として、歳入歳出それぞれ1,000万円を補正計上しております。

なお、本議案につきましては、早急に工事に着手するため、本日先議をお願いするものであります。

議案第43号一般会計補正予算（第5号）は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経営が悪化している土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の安定的な運行維持のための経費として、昨年度に引き続き542万2,000円、また、市内経済を下支えするための事業者支援策として実施している地域電子通貨Meji-Caのチャージによるプレミアムポイントに要する経費に1,000万円、観光業活性化のための事業として実施する土佐清水ジョン万満喫旅行事業第2弾及びはた旅クーポン事業に合わせて2,299万2,000円、アフターコロナを見据えた取組として、既存の観光拠点等を生かし、宿泊増を目的に誘客促進を図るための経費に1,870万3,000円を計上しております。

次に、防災関連としまして、総務省消防庁が実施する消防団への車両無償貸付事業により、下ノ加江下浦分団に配備されることとなる救助用資機材搭載型消防ポンプ車に係る諸経費として25万9,000円、地震による倒壊のため避難経路を閉塞するおそれの高い老朽住宅除却に係る補助金として1,028万円。

去る、6月25日、7月18日の大雨による市内各所における路面崩土、普通河川修繕及び

しゅんせつのための経費として770万円、また、農地及び農業用施設の災害復旧費として800万円、林道の災害復旧費として1,600万円、市道及び普通河川の災害復旧費として1,910万円を計上しております。

このほか、本年4月の人事異動に伴う人件費の減額補正として5,272万3,000円、財政調整基金積立金8,000万円など、歳入歳出それぞれ合計で1億9,604万4,000円を補正計上し、一般会計予算総額は、先議いただく議案第42号一般会計補正予算（第4号）と合わせて107億4,648万4,000円となります。

特別会計では、5会計につきまして、補正予算案を計上させていただきました。

議案第44号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第48号特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）では、本年4月の人事異動に伴う人件費の補正予算を計上しております。

議案第45号介護保険特別会計補正予算（第1号）は、本年4月の人事異動に伴う人件費のほか、令和2年度の事業費確定に伴う返還金等を計上しております。

議案第47号再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）は、一般会計への繰出金3,000万円を補正計上しております。

議案第49号から議案第55号までの7件は、令和2年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第56号は、足摺テルメの新たな指定管理者である株式会社D o t H o m e s によるリニューアルオープンに向け、設置目的を改めるとともに、基本宿泊料の上限等を設定するため、宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の全部改正を行うものであります。

議案第57号は、令和3年3月末をもって失効した過疎地域自立促進特別措置法に続く新たな法律である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日に施行されたのに伴い策定する土佐清水市過疎地域持続的発展計画について、議会の議決を求めるものであります。

なお、新法の制定に当たっては、私が8月から会長を務めております全国市長会の過疎関係都市連絡協議会、理事を務めております全国過疎地域連盟で政府及び国会への要請活動を行うとともに、市議会におきましても、令和元年定例会6月会議で「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を採択していただくなど、執行部と議会が両輪となって取組を行った成果と言えるのではないのでしょうか。

議決を頂いた後は、新たな計画に基づき、持続可能な地域づくりを目指し、さらなる取組の強化を図ってまいります。

議案第58号は、財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから小休とし、去る7月1日付で岡崎哲也新教育長が就任をいたしました。岡崎教育長の挨拶を許します。

小休といたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時33分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第44号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び議案第46号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」から議案第48号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について」までの6件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

本会議には、一般会計の補正予算案を2件提出をさせていただいております。

まず、議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」、御説明をいたします。

歳出から、説明いたします。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

10款2項3目河川等現年補助災害復旧費、14節工事請負費1,000万円は、6月24日から25日にかけての豪雨により、市道布立石中村線が被災したことに伴い、災害復旧工事に要する経費を追加計上するものであります。財源につきましては、国庫支出金66.7%のほ

か、地方債の充当を見込んでおります。

次に歳入について御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

14款1項国庫負担金と21款市債につきましては、歳出予算の財源として、その負担率、充当率に基づき計上しております。

19款繰越金につきましては、歳出予算の一般財源として計上しております。

9ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額は105億5,044万円となります。

なお、本補正予算案につきましては、早急に災害復旧工事に着手できるよう、本日先議をお願いするものであります。

以上で、令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議案第43号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」、御説明をいたします。

歳出から、説明いたします。

補正予算書の16ページをお願いいたします。

初めに、各目に計上いたしました2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費につきましては、28ページの9款4項1目を除き、本年4月の人事異動による、現在の職員配置及び職員数に伴う人件費関連経費を補正するものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

2款1項7目企画振興費、18節負担金、補助及び交付金、土佐くろしお鉄道維持対策事業費補助金542万2,000円は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、利用者数及び運輸収入が減少している土佐くろしお鉄道に対し、沿線住民の移動及び観光誘客に必要な公共交通機関の維持を図るため、昨年を引き続き、高知県と沿線7市町村が補助を行うものであります。

13目財政管理費、24節積立金8,000万円は、地方財政法の規定に基づき、令和2年度決算の実質収支額の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものであります。

18ページをお願いいたします。

3款1項3目老人福祉費、27節繰出金93万6,000円の減額につきましては、本年4月

の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が減額となるため、特別養護老人ホームしおさい特別会計への繰出金を減額するものであります。

19ページをお願いいたします。

3款1項7目介護保険対策費、27節繰出金92万7,000円の減額につきましては、本年4月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が減額となるため、介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

20ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金25万2,000円は、本年4月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が増額となるため、国民健康保険事業特別会計への繰出金を増額するものであります。

2目感染症対策費、10節需用費53万1,000円、11節役務費12万8,000円、21ページの12節委託料646万8,000円の計712万7,000円は、新型コロナウイルスのワクチン接種に要する費用を追加計上するもので、当初予算におきまして、ワクチン接種委託料と関連する事務費を一定、計上しておりましたが、計上後に、ワクチン接種の受付業務にかかるコールセンターの業務委託や、ワクチンの冷凍保管庫の蓄電池の購入費等が急遽必要となり、それらにかかる経費を既決予算で先に対応したことに伴い、もともと予定していた経費（予算）を計上するものであります。なお、今回追加計上する経費につきましても、全額国庫支出金が充当されることとなっております。

21ページの4款1項3目健康増進事業費、27節繰出金28万2,000円の減額につきましては、本年4月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が減額となるため、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

22ページをお願いいたします。

5款2項2目林業振興費、12節委託料99万円は、森林経営管理制度に基づく意向調査により、「管理を市に任せる」と回答があった未整備森林の測量調査を、森林環境譲与税を活用して実施する費用を計上するものであります。

同じく、24節積立金99万円の減額につきましては、未整備森林の測量調査を、森林環境譲与税を活用して実施することに伴い、本年度交付される予定の森林環境譲与税の基金への積立金を減額するものであります。

5款3項1目水産業総務費、12節委託料10万5,000円は、10月末に完成予定の浦尻共同加工施設に係る電気設備の保守管理委託料を計上するものであります。

23ページをお願いいたします。

同じく、5款3項1目水産業総務費、16節公有財産購入費387万5,000円は、浦尻冷

凍保管施設用地の、一部取得できていなかった部分の購入費用を計上するものであります。

18節負担金、補助及び交付金、沿岸漁業設備投資促進事業費補助金42万5,000円は、漁業者の経営安定・効率化を図るため、漁業者が新たに導入する漁船エンジンの購入に対する補助を行うものであります。

5款3項3目漁港建設費、14節工事請負費650万円は、津呂漁港のしゅんせつ工事費を計上するもので、本事業につきましては、昨年350万円で予算計上し、繰越事業として本年度、しゅんせつ船による工法で工事を実施する予定でありましたが、その工法では請け負う業者がなく、陸から仮設道路をつけ、しゅんせつを行う工法に変更せざるを得ない状況となったことから、工事費を追加計上するものであります。財源につきましては、地元分担金と過疎対策事業債を見込んでおります。

6款1項1目商工振興費、7節報償費1,000万円は、地域電子通貨「めじか」のチャージした際のプレミアムポイントを増額するもので、当初予算ではチャージ料を1億円と見込み、その5%分の500万円をプレミアムポイントとして計上しておりましたが、チャージ料が大幅に増加していることから、チャージ料を2億円、プレミアムポイントとしては1,000万円を追加計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

18節負担金、補助及び交付金、事業継続臨時給付金2,000万円の減額につきましては、コロナの影響により、売上げが減少した事業所に給付金として、法人に20万円、個人に10万円を支給する費用を、コロナ対策として当初予算に約3,000万円計上しておりましたが、現時点での実績を考慮し、減額するものであります。

24ページをお願いいたします。

6款1項3目観光振興費、7節報償費1,000万円と、18節負担金、補助及び交付金のうち、土佐清水ジョン万満喫旅行事業補助金22万円は、当初予算におきまして、コロナ禍における観光誘客事業として、個人宿泊客に1人1泊5,000円分のめじかカードを5,000人に進呈する予算を計上しておりますが、第2弾として2,000人分を追加する費用を計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

12節委託料のうち、ぐるっと竜串ウエストパーク再整備事業193万6,000円は、当初予算におきまして、竜串エリアの西側部分（レスト竜串の跡地）の再整備に向けた測量・設計費用を計上しておりますが、トイレをリニューアルすることとしたため、トイレの設計費用を追加するものであります。財源につきましては、県支出金と過疎対策事業債を見込んでおります。

同じく、12節委託料のうち、観光拠点周遊イベント事業1,870万3,000円は、民間事業者と連携し、足摺エリアにおける観光誘客及び観光客の市内滞在時間延長につなげるためのモニターツアーや夜間イベントを実施する費用を計上するものであります。財源につきましては、観光庁の補助事業を管理する一般企業からの補助金が全額充当されます。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

18節負担金、補助及び交付金のうち、幡多広域観光協議会運営費負担金1,277万2,000円は、昨年引き続き、コロナ禍における観光誘客事業として、幡多管内の6か市町村が連携して実施する、クーポン券発行事業に係る本市分の負担金を計上するもので、幡多管内の宿泊施設に宿泊した際に、幡多管内の飲食店等で利用できるクーポン券を1人5,000円分進呈するものであります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうち、体験型観光等強化事業費補助金140万円は、唐人駄場園地に移転した「あしずりダディー牧場」に対する補助金で、屋外での体験型観光の一つとして、四国初の観光馬車を操業する予定で、馬車の購入費用を補助するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

6款1項4目観光商工施設費、11節役務費239万3,000円と、14節工事請負費3,283万円の計3,522万3,000円は、足摺テルメの営業再開に向けた施設の改修・修繕及び維持管理費用を、6月補正予算に引き続き計上するものであります。財源につきましては、土佐清水市再生可能エネルギー事業基金を活用し、再生可能エネルギー事業特別会計から繰入金3,000万円を充当することとしております。

16節公有財産購入費40万1,000円は、足摺岬東側駐車場用地の、一部取得できていなかった部分の購入費用を計上するものであります。

25ページをお願いいたします。

7款1項2目すみよいまちづくり費、10節需用費、修繕料450万円は、市道の維持修繕に要する費用を追加計上するもので、6月・7月の豪雨により、土砂の撤去費用等が多かったことなどにより、増額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金、すみよいまちづくり事業補助金71万6,000円は、部落道や地区集会所の修繕等に対する補助金を追加計上するもので、当初計画以上に地区からの要望が多かったことなどから、増額するものであります。

7款3項1目河川費、10節需用費、修繕料100万円は、市が管理する河川の維持修繕に要する費用を増額するものであります。

14節工事請負費220万円は、市が管理する河川のしゅんせつにかかる工事費を計上する

もので、斧積の白岡川など4件分を計上しております。財源につきましては、地方債の充当を見込んでおります。

26ページをお願いいたします。

7款5項1目住宅管理費、10節需用費、修繕料354万9,000円は、市営住宅の維持修繕に要する費用を増額するものであります。

8款1項2目救急業務費、10節需用費12万4,000円と、17節備品購入費12万6,000円の計25万円は、救急救命フェアを開催するため、訓練用のAEDのほか、フェア開催に必要な救急用消耗品などを購入する費用を計上するもので、産業祭に合わせてフェアを実施する予定としております。財源につきましては、高知県消防協会から交付金が全額交付されます。

27ページをお願いいたします。

8款1項3目非常備消防費、7節報償費20万円は、本年4月末で早期退職した消防団員1名の退職報償金を計上するものであります。

4目消防施設費、11節役務費8,000円、12節委託料のうち、委託料21万8,000円、26節公課費3万3,000円の計25万9,000円は、総務省消防庁の車両無償貸付制度に採択されたことにより、消防ポンプ自動車1台を無償で借受けできることとなりましたので、自賠責保険料、自動車重量税のほか、デジタル車載無線機を既存車両から載せ替える費用を計上するものであります。

同じく、12節委託料のうち、津呂防火水槽用地測量業務委託95万円と、14節工事請負費675万4,000円の計770万4,000円は、津呂地区の県道沿いに設置している防火水槽が、道路のり面の崩落により、埋没するおそれがあることから、防災工事を実施する費用を計上するものであります。

6目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金1,028万円は、老朽住宅除却事業費補助金を、当初予算におきまして、50件分を計上しておりますが、要望が多いことから、10件分増額するものであります。財源につきましては、国及び県支出金を見込んでおります。

28ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費、10節需用費47万4,000円、12節委託料35万2,000円、13節使用料及び賃借料31万7,000円の計114万3,000円は、小・中学校に配備しているパソコンのうち、190台が本年12月でリース期間が満了となることから、引き続き必要となる82台を買い取る費用と、パソコンの設定変更及び、パソコンソフトのライセンス使用料を計上するものであります。

9款4項1目社会教育総務費には、学校や家庭、子供たちが抱える課題を地域ぐるみで解決

し、地域と学校が一体となって子供を育てることができるよう、市内全ての学校に学校運営協議会を令和4年度に設置できるよう、準備費用を計上するもので、1節報酬から、4節共済費までの計116万3,000円は、設置に向けた事務を行う会計年度任用職員の人件費を計上し、7節報償費16万6,000円と、8節旅費2万7,000円は、本制度について検討会や研修会を実施する費用を計上するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書3ページを御参照願います。

29ページをお願いいたします。

10款1項農林水産業施設災害復旧費は、7月18日の豪雨に伴う災害復旧費を計上しており、1目農業用施設単独災害復旧費には、農業用施設の災害復旧工事を、市単独で実施する費用として、100万円、3目農業用施設現年補助災害復旧費には、農地及び農道の災害復旧に要する費用として、700万円、4目林業用施設現年補助災害復旧費には、林道の災害復旧に要する費用として、1,600万円を計上しております。財源につきましては、県支出金と地方債のほか、農地災害には、受益者負担金も見込んでおります。

10款2項公共土木施設災害復旧費につきましても、7月18日の豪雨に伴う市道及び河川等の災害復旧費を計上しており、2目河川等単独災害復旧費には、市単独で実施する費用として、210万円、3目河川等現年補助災害復旧費には、補助対象分として、1,700万円を計上しております。財源につきましては、国庫支出金と地方債を見込んでおります。

次に、歳入について、説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

12款1項分担金から、14ページの15款2項県補助金及び14ページから15ページにかけての、20款4項雑入につきましては、歳出予算の財源といたしまして、その補助率等に基づき計上しております。

14ページをお願いいたします。

18款2項1目再生可能エネルギー事業特別会計繰入金3,000万円は、歳出予算に計上した、足摺テルメの改修費の財源として、再生可能エネルギー事業特別会計から繰り入れるものであります。

19款1項1目繰越金1億2,731万6,000円は、今回の補正予算に要する一般財源の不足分として計上するものであります。

15ページをお願いいたします。

21款1項4目農林水産業債から、9目災害復旧事業債につきましては、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上するものであります。

10目臨時財政対策債につきましては、本年度の額が確定したことに伴い、減額をするもの

であります。

9ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,604万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は107億4,648万4,000円となります。

以上で、令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

次に、議案第44号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、説明をいたします。

歳入歳出一括して、説明をいたします。

補正予算書の8ページから9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費までの計25万2,000円、及び歳入6款1項1目一般会計繰入金25万2,000円は、本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費を増額するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は22億502万4,000円となります。

以上で、令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第46号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、御説明をいたします。

歳入歳出一括して、説明をいたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費までの計28万2,000円の減額、及び歳入4款1項3目その他一般会計繰入金28万2,000円の減額は、本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費を減額するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3億507万9,000円となります。

以上で、令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第47号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」、御説明をいたします。

歳入歳出一括して、説明をいたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

本予算につきましては、先ほどの一般会計補正予算（第5号）でも御説明いたしましたが、足摺テルメの改修費用の財源として、再生可能エネルギー事業基金を活用することとしたことに伴い、6ページの歳入には、再生可能エネルギー事業基金からの繰入金を、また7ページの歳出には、一般会計への繰出金を、それぞれ3,000万円計上するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額は1億8,205万3,000円となります。

以上で、令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第48号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について」、御説明をいたします。

歳入歳出一括して、説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目施設介護サービス管理費、2節給料から4節共済費までの計123万3,000円の減額、3款1項1目短期入所生活介護事業費、2節給料から4節共済費までの計29万7,000円、及び歳入6款1項2目一般会計繰入金93万6,000円の減額は、本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費を補正するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は4億1,533万4,000円となります。

以上で、令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

最後に、議案つづりをお願いをいたします。

議案第49号から議案第55号までの議案7件は、令和2年度における各会計の歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休 憩

午前 11 時 13 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、議案第 45 号「令和 3 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」、説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君登壇）

○健康推進課長（山下 育君） おはようございます。

議案第 45 号「令和 3 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」、説明いたします。

補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費の 110 万 7,000 円の減額と、1 款 3 項 2 目認定調査等費の 18 万円の増額は、職員の 4 月の異動等に伴う人件費を補正計上するものです。

6 款 1 項 3 目、22 節償還金、利子及び割引料 1,029 万 1,000 円は、令和 2 年度介護給付費の確定により、既に交付されている介護給付費負担金との差額及び令和 2 年度事業費の確定により、既に交付されている地域支援事業交付金との差額を、それぞれ国、県へ返還するものです。

次に 8 ページ、歳入をお願いいたします。

4 款 1 項 2 目地域支援事業支援交付金、1 節現年度分 36 万 3,000 円の減額は、令和 2 年度事業費の確定により、既に交付されている支払基金からの地域支援事業支援交付金との差額を、今年度の交付金で調整するため減額するものです。

7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金 92 万 7,000 円の減額は、職員人件費の減額によるものです。

8 款 1 項 1 目繰越金 1,065 万 4,000 円は、令和 2 年度介護給付費の確定及び令和 2 年度地域支援事業費の確定により、その差額をそれぞれ国、県へ返還するなどのため、令和 2 年度繰越金を計上したものです。

1 ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、936 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 21 億 1,168 万 9,000 円となります。

以上、議案第 45 号「令和 3 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第5号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」及び議案第56号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の全部改正について」から議案第58号「財産の無償譲渡について」までの議案3件、計4件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 窪内研介君登壇）

○総務課長（窪内研介君） 今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより、御説明いたします。

議案つづりをお願いいたします。

報告第5号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」。

議案つづり1ページから2ページまでです。

本件は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令が令和3年3月31日に改正されたことに伴い、本条例が引用する法令の項及び号のずれが生じるため、本年8月13日に専決処分しましたので、これを報告するものであります。

議案第56号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の全部改正について」。

議案つづり17ページから20ページまでです。

本案は、足摺テルメの11月リニューアルオープンに向け、設置目的を改めるとともに、サービスに見合った負担を求めることができるよう、基本宿泊料の上限等を見直すものであります。

現条例では、客室の種類・定員・利用人数ごとに細かく宿泊料金を規定し、繁忙日については20%の範囲内で加算できるものとしておりましたが、今回の改正により、第10条に規定する利用料について、別表において、基本宿泊料の上限を各客室定員内一室一泊につき20万円と規定することとし、繁忙期・閑散期の料金を柔軟に設定できるよう改正するものであります。

議案第57号「土佐清水市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定について」。

議案つづり21ページです。

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に伴い、過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができると規定され、市町村計画は、地域の持続的発展の基本

的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標、計画期間、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項、市町村計画の達成状況の評価に関する事項及び地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項について定めるものとされております。

このたび、令和3年度から令和7年度までの過疎地域持続的発展計画（案）を作成しましたので、同法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号「財産の無償譲渡について」。

議案つづり22ページです。

本案は、平成16年9月議会で、社会福祉法人あしずり会に無償貸付けする議案を議決し、同年12月から同法人に運営を移管しておりますデイサービスセンター「ひまわり」について、「今後も安定的に介護サービス等を実施し、利用者へのサービス向上を図ること」を譲渡の条件として協議が整いましたので、土地及び建物を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上につきまして、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」は、6月24日及び25日の豪雨による災害復旧工事であり、被災部分の拡大防止等、早期着手の必要があり、過日、先議願いたい旨、執行部から要請がありました。

8月30日開催の議会運営委員会で、その取扱いについて協議した結果、本日先議することとなりました。

お諮りいたします。

先議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は先議することに決しました。

議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」を先議をいたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いをいたします。

議案第42号は、所管の予算決算常任委員会に付託し、審議を願うこととなっておりますので、この点、十分お含みおきの上、質疑されますよう特にお願いを申し上げます。

議案第42号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託いたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催願います。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時24分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、予算決算常任委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

(予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(山崎誠一君) 予算決算常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

当委員会に付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」

(1) 歳入については特に意見もなく、了承いたしました。

(2) 歳出のうち、10款2項3目河川等現年補助災害復旧費について

委員から災害の場所と内容について質疑があり、執行部の説明によりますと、場所は狩津の海岸から立石寄りに約100メートルの場所で、災害の内容は、のり面が崩れていることから、復旧延長8.5メートルの現場吹きつけ枠工で、復旧予定としている。現在、大型土のうを設置して、通行可能に整備しているとのことであります。

また、別の委員から、補正前の額が300万円で、1,000万円を増額しているが、この1,000万円分が今回の復旧に関わる補正分かとの質疑があり、執行部の説明によりますと、今回1,000万円を工事の費用として見込んでおり、300万円については応急的に対応が必要な場合に使うようにしているとのことであります。

また、同委員から1,000万円は切りがよいが、見込額がそうなっているかとの質疑があり、執行部から工事に関わる被害報告額を県と国に報告しており、その金額を計上しているとの説明であり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第42号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月13日、午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、9月8日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後 1時34分 散 会